

総務文教常任委員会

令和元年12月16日（月）

午前10時～

全員協議会室

1 開議

2 事務局日程説明

3 議案審査

市長公室

- (1) 第9号議案 亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- (2) 第10号議案 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
＜説明～質疑＞
- (3) 第1号議案 令和元年度亀岡市一般会計補正予算（第3号）
＜説明～質疑＞
- (4) 第7号議案 特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 第8号議案 亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
＜説明～質疑＞

企画管理部

- (1) 第1号議案 令和元年度亀岡市一般会計補正予算（第3号）
＜説明～質疑＞

生涯学習部

- (1) 第1号議案 令和元年度亀岡市一般会計補正予算（第3号）
＜説明～質疑＞

総務部

- (1) 第1号議案 令和元年度亀岡市一般会計補正予算（第3号）
＜説明～質疑＞

教育部

- (1) 第1号議案 令和元年度亀岡市一般会計補正予算（第3号）
＜説明～質疑＞

4 討論～採決

5 行政報告

- (1) 亀岡市行財政改革大綱2020－2024（案）について（企画管理部）
- (2) 亀岡市国土強靱化地域計画（案）について（企画管理部）

6 その他

- ・議会だよりの掲載事項について
- ・わがまちトークについて
- ・次回の日程等について

令和元年亀岡市議会定例会 12月議会

総務文教常任委員会 資料

市長公室

【第9号議案】

亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

1 制定理由

地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、新たに会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、本市における会計年度任用職員の給与及び費用弁償について必要な事項を定める。

2 主な制定内容

会計年度任用職員の給与

| 任用形態 | 支給区分 | 手当の種類 | | | |
|----------------|----------|------------|-------------|---|-----------------------------|
| | | | | | |
| フルタイム会計年度任用職員 | 給料 ※1 | 期末手当 ※2 | 通勤手当 | 地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当 | 退職手当 (6月を超える勤務の場合) ※3 |
| パートタイム会計年度任用職員 | 報酬 ※1 | | 通勤費用に係る費用弁償 | 上記手当の相当額を報酬に加算して支給 | — |

※1 給料及び報酬は、「亀岡市一般職員の給与に関する条例」に規定する行政職給料表と同じ給料表を適用

※2 期末手当は、任期の定めが6月以上かつ一定の勤務時間以上の勤務がある場合に基準月額の年間2.6月分を支給する

※3 退職手当は、第10号議案で規定整備

※4 条例(案)見出し … 別紙のとおり

3 施行期日 令和2年4月1日

| | 条 | 条例(案)見出し |
|--------|------|--------------------------|
| | 第1条 | 趣旨 |
| | 第2条 | 会計年度任用職員の給与 |
| フルタイム | 第3条 | フルタイム会計年度任用職員の給料 |
| | 第4条 | 〃 職務の級 |
| | 第5条 | 〃 号給 |
| | 第6条 | 〃 給料の支給 |
| | 第7条 | 〃 地域手当 |
| | 第8条 | 〃 通勤手当 |
| | 第9条 | 〃 時間外勤務手当 |
| | 第10条 | 〃 休日勤務手当 |
| | 第11条 | 〃 夜間勤務手当 |
| | 第12条 | 〃 宿日直手当 |
| | 第13条 | 〃 給料の端数処理 |
| | 第14条 | 〃 期末手当 |
| | 第15条 | 〃 特殊勤務手当 |
| | 第16条 | 〃 勤務1時間当たりの給与額 |
| | 第17条 | 〃 給料の減額 |
| パートタイム | 第18条 | パートタイム会計年度任用職員の報酬 |
| | 第19条 | 〃 特殊勤務に係る報酬 |
| | 第20条 | 〃 時間外勤務に係る報酬 |
| | 第21条 | 〃 休日勤務に係る報酬 |
| | 第22条 | 〃 夜間勤務に係る報酬 |
| | 第23条 | 〃 報酬の端数処理 |
| | 第24条 | 〃 期末手当 |
| | 第25条 | 〃 報酬の支給 |
| | 第26条 | 〃 勤務1時間当たりの報酬額 |
| | 第27条 | 〃 報酬の減額 |
| | 第28条 | 会計年度任用職員の給与からの控除 |
| | 第29条 | 市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与 |
| パートタイム | 第30条 | パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償 |
| | 第31条 | 〃 公務のための旅行に係る費用弁償 |
| | 第32条 | 委任 |

【第10号議案】

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

1 改正理由

地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、新たに会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、関係する8条例について所要の規定整備を図る。

2 改正内容

| 条 | 条例名 | 改正概要 |
|-----|-----------------------------|--|
| 第1条 | 亀岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 | フルタイムの会計年度任用職員を公表対象とする規定整備 |
| 第2条 | 職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例 | 会計年度任用職員の休職期間を任期の範囲内とする規定整備 |
| 第3条 | 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例 | パートタイムの会計年度任用職員が減給処分を受けた場合の規定整備 |
| 第4条 | 職員の育児休業等に関する条例 | 育児休業中に勤勉手当が支給される職員の範囲から会計年度任用職員を除く規定整備 |
| 第5条 | 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 | 地方公務員法の改正に伴う引用条項の改正 |
| 第6条 | 議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 | フルタイムの会計年度任用職員に係る補償基礎額の規定整備 |
| 第7条 | 職員の退職手当に関する条例 | 退職手当の支給対象からパートタイム会計年度任用職員を除く規定整備 |
| 第8条 | 亀岡市政治倫理条例 | 会計年度任用職員に係る文言整理 |

3 施行期日 令和2年4月1日

会計年度任用職員制度について

1 法改正内容等

- ◎ 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)
公布日:平成29年5月17日 施行日:令和2年4月1日

(1) 地方公務員法の改正内容

- ① 特別職の範囲を「専門的な知識経験等に基づき、助言、診断等を行う者」に厳格化。
- ② 一般職非常勤職員である「会計年度任用職員」の規定を整備。
- ③ 臨時的任用の対象を「常勤職員に欠員が生じた場合」に厳格化。

(2) 地方自治法の改正内容

- ① 会計年度任用職員について、期末手当の支給に関する規定を整備。

【地方公務員法 抜粋】

(この法律の適用を受ける地方公務員)

第4条 この法律の規定は、一般職に属するすべての地方公務員に適用する。

2 この法律の規定は、法律に特別の定がある場合を除く外、特別職に属する地方公務員には適用しない。

第6節 服務

第30条 服務の根本基準

第31条 服務の宣誓

第32条 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務

第33条 信用失墜行為の禁止

第34条 秘密を守る義務

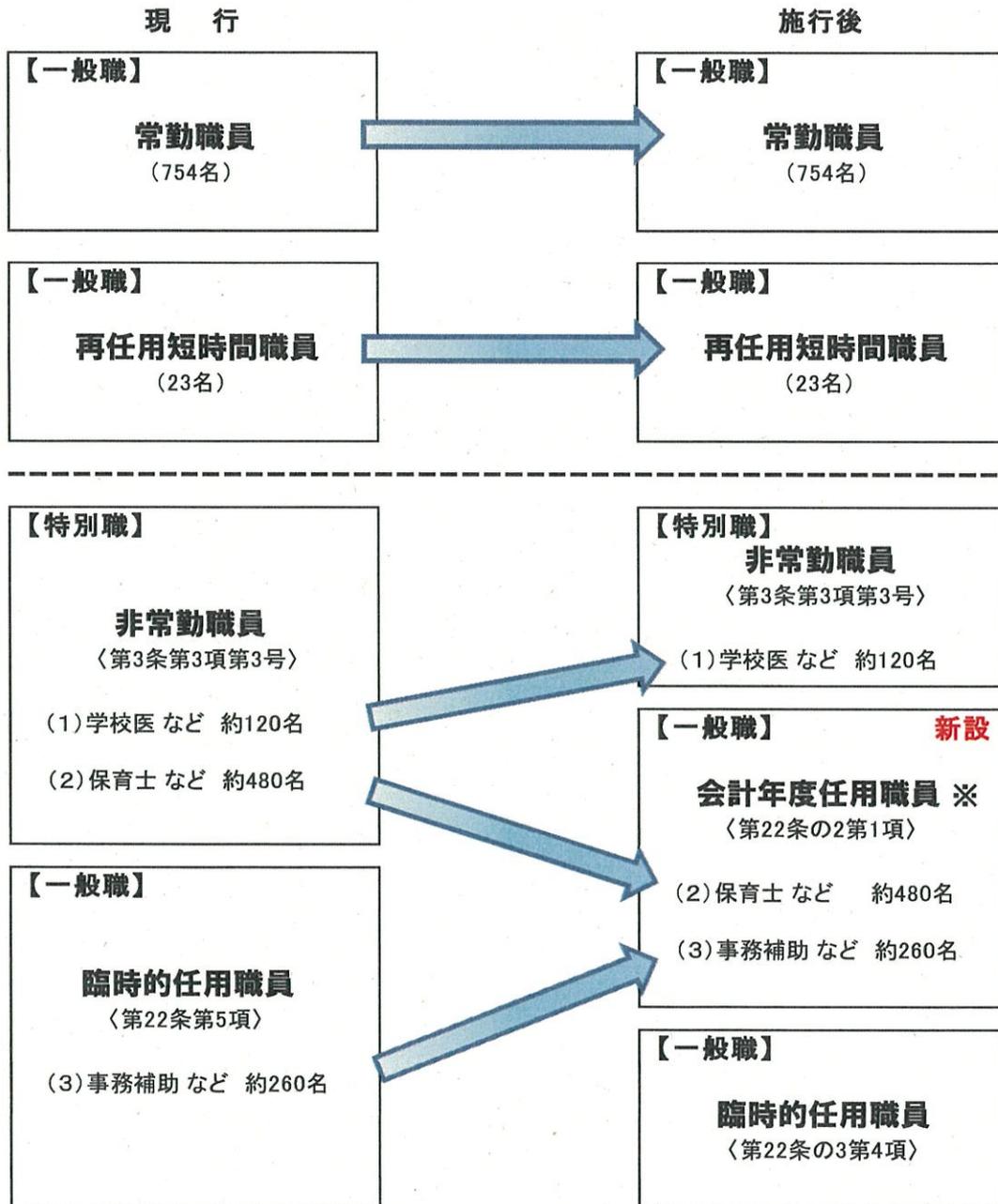
第35条 職務に専念する義務

第36条 政治的行為の制限

第37条 争議行為等の禁止

第38条 営利企業への従事等の制限(パートタイムの会計年度任用職員は対象外)

2 地方公務員法改正に伴う本市の移行イメージ



※ 会計年度任用職員は、勤務時間に応じて次のとおり区分される。

(1) フルタイム会計年度任用職員

常勤職員の1週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間であるもの。(週 38 時間 45 分)

(2) パートタイム会計年度任用職員

常勤職員の1週間当たりの通常の勤務時間と比べて短い時間であるもの。

(週 36 時間 15 分を上限)

＜ 抜粹 ＞

会計年度任用職員制度について

9



総務省
自治行政局
公務員部

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の概要

公布：平成29年5月17日

地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員の臨時・非常勤職員（一般職・特別職・臨時的任用の3類型）について、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、並びに一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図るとともに、会計年度任用職員に対する給付について規定を整備する。

1. 地方公務員法の一部改正【適正な任用等を確保】

地方の厳しい財政状況が続く中、多様化する行政需要に対応するため、臨時・非常勤職員が増加（⑰45.6万人→⑳49.8万人→㉑59.9万人→㉒64.3万人）しているが、任用制度の趣旨に沿わない運用が見られ、適正な任用が確保されていないことから、以下の改正を行う。

(1) 特別職の任用及び臨時的任用の厳格化

- ① 通常の事務職員等であっても、「特別職」（臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員等）として任用され、その結果、一般職であれば課される守秘義務などの服務規律等が課されない者が存在していることから、法律上、特別職の範囲を、制度が本来想定する「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者」に厳格化する。
- ② 「臨時的任用」は、本来、緊急の場合等に、選考等の能力実証を行わずに職員を任用する例外的な制度であるが、こうした趣旨に沿わない運用が見られることから、その対象を、国と同様に「常勤職員に欠員を生じた場合」に厳格化する。

(2) 一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化

法律上、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度が不明確であることから、一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」に関する規定を設け、その採用方法や任期等を明確化する。

2. 地方自治法の一部改正【会計年度任用職員に対する給付を規定】

地方の非常勤職員については、国と異なり、労働者性が高い者であっても期末手当が支給できないため、上記の適正な任用等の確保に伴い、以下の改正を行う。

- 会計年度任用職員について、期末手当の支給が可能となるよう、給付に関する規定を整備する。

【施行期日】 平成32年4月1日

常勤職員と臨時・非常勤職員との関係

< 職の整理 >

勤務時間の要件

①一般職

常時勤務を要する職

任期の定めのない常勤職員

任期付職員

再任用職員

③臨時的任用職員

フルタイム
(とすべき標準的な業務の量)

会計年度任用の職

④会計年度任用職員
(フルタイム)

非常勤の職

②特別職

特別職

「相当の期間任用される職員」を就けるべき業務に従事

左記以外の業務に従事

短時間勤務の職

任期付短時間職員

再任用短時間職員

パートタイム

④会計年度任用職員
(パートタイム)

8 従事する業務の性質に関する要件

会計年度任用職員の募集・任用・服務

ポイント

- 募集・任用にあたっては、できる限り広く募集を行うなど、適切な募集を行った上で、競争試験又は選考により、客観的な能力実証を行う必要（常勤職員は競争試験によることが原則）
- 会計年度任用職員には地方公務員法の服務に関する規定が適用され、懲戒処分等の対象となる（パートタイムの会計年度任用職員は、営利企業への従事等の制限が対象外）

募集・能力実証

- 採用にあたって、ホームページ上で公開するなど、できる限り広く、適切な募集を行った上で、競争試験又は選考により、客観的な能力の実証を行う必要
- 募集にあたり、勤務条件の明示が必要
※任用期間、従事すべき業務の内容、給付、始業・終業時刻など
- 平等取扱いの原則（地方公務員法第13条）を踏まえ、年齢や性別にかかわらず均等な機会を与える必要

任用

- 募集、任用にあたり、会計年度任用職員としての任用であることの明示が必要
- 任用にあたり、勤務条件の明示が必要
- 任期については、1会計年度の範囲内で、任命権者が職務の遂行に必要なかつ十分な期間を定める
- 任用期間、勤務日数又は勤務時間の長短等にかかわらず、条件付採用が適用（再度の任用においても条件付採用期間あり）
※条件付採用期間は1月（常勤職員は6月）

服務及び懲戒

- 服務に関する各規定が適用され、かつ、懲戒処分の対象となることを踏まえ、公務運営の適正確保の観点から関係規定の適切な運営が必要

適用される服務規定

| | |
|-----------------------|--|
| ・ 服務の根本基準 | ・ 職務に専念する義務 |
| ・ 服務の宣誓 | ・ 政治的行為の禁止 |
| ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 | ・ 争議行為等の禁止 |
| ・ 信用失墜行為の禁止 | ・ 営利企業への従事等の制限 ※パートタイムの会計年度任用職員は対象外 |
| ・ 秘密を守る義務 | |

- パートタイムの会計年度任用職員は、営利企業への従事等の制限の対象外だが、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規程は適用されることに留意
- 再度の任用の場合、新たな職に改めて任用されたものであるため、前任期中の非違行為に対して、懲戒処分することはできないが、前任期中の非違行為が現在の職に必要な適格性を欠くと判断できるような場合には、分限処分の対象となり得る

再度の任用

ポイント

- 再度の任用は、あくまで新たな職に改めて任用されたものと整理すべきであり、任期ごとに客観的な能力実証に基づき、十分な能力を持った者を任用することが必要
- 不適切な「空白期間」は是正する必要 ※「空白期間」とは新たな任期と前の任期との間に一定の期間を設けること

再度の任用の位置づけ

- 「会計年度任用の職」は、1会計年度ごとにその職の必要性が吟味される「新たに設置された職」と位置づけられるもの
- 再度の任用がなされた場合でも、「同じ職の任期が延長された」、「同一の職に再度任用された」という意味ではなく、**あくまで新たな職に改めて任用されたものと整理されるべきもの**

再度の任用にあたっての留意事項

- 成績主義や平等取扱いの原則を踏まえれば、繰り返し任用されても、再度任用の保障のような既得権が発生するものではない
→任期ごとに**客観的な能力実証に基づき、十分な能力を持った者を任用することが必要**
- 募集にあたり、任用の回数や年数が一定数に達していることのみを捉えて、一律に応募を制限することは平等取扱いの原則や成績主義の観点から避けるべき

空白期間の適正化

- 任期は「職務の遂行に必要なかつ十分な任期を定めるもの」（改正法に配慮義務規定）であり、**不適切な空白期間については、是正する必要**
※任用されていない者を事実上業務の従事させる場合、公務上重大な問題を生じるおそれあり

【不適切な空白期間の例】

- ・退職手当や社会保険料等を負担しないようにするため 等

- 仮に空白期間をおいた場合であっても、地方公務員共済制度の適用、厚生年金保険及び健康保険の被保険者資格については、勤務の実態に即して判断されている
- 「職務の遂行に必要なかつ十分な任期」を定めていることについて、**職員や住民に対して説明責任を果たすことが必要**

会計年度任用職員に対する給付の考え方（全体像）

| | フルタイム | パートタイム |
|-----------------------|---|------------------------------------|
| 給付体系 | 給料・旅費・手当を支給可能 | 報酬・費用弁償・期末手当を支給可能 |
| 通勤手当 | ○ | ○ (費用弁償として支給可能) |
| 時間外勤務手当 ^{※1} | ○ | ○ (報酬として支給可能) |
| 期末手当 | ○ | ○ |
| 勤勉手当 | 各団体における「期末手当」の定着状況等を踏まえた上での検討課題とすべきもの | |
| 特殊勤務手当等の職務給的手当 | ○ | ○ (報酬水準に加味することとして差し支えない) |
| 地域手当 | 各団体で、勤務形態、職務の内容や責任、手当の趣旨等に留意しつつ、地域の実情等を踏まえ支給を判断 | — |
| 特地勤務手当 へき地手当 | | |
| 退職手当 | ○ (常勤職員の勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が、引き続いて6月を超えるに至った者) | — |
| 初任給調整手当 | △ 医師等に限り、支給することとして差し支えない | △ (医師等に限り、報酬水準に加味することとして差し支えない) |
| 単身赴任手当等 その他の手当 | 総務省有識者研究会報告書 ^{※2} や国の非常勤職員の取扱いとの均衡等を踏まえ、支給しないことを基本とすべきもの | — |

※1 宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当を含む。

※2 「地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等の在り方に関する研究会」報告書では、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当及び退職手当(フルタイムのみ)について適切に支給すべき、その他の手当は今後の検討課題とすべきと提言。

亀岡市行財政改革大綱2020-2024(案) の概要及び策定経過

| | |
|--------|---|
| 1大綱の名称 | 亀岡市行財政改革大綱2020-2024 (案) |
| 2趣旨・目的 | 平成27年3月に策定した「亀岡市行財政改革大綱2015-2019」の取組期間が令和元年度に終了することに伴い、さらに行財政改革の取組を推進していくため、令和2年度以降の行財政改革大綱を策定します。 |
| 3大綱の概要 | <p>■改革の目標</p> <p>社会の変化に対応した行財政運営の推進～安心して暮らせる亀岡市を目指して～</p> <p>■改革に取り組むための3つの柱</p> <p>①質の高い行政サービスの創出</p> <p>②職員力の最大化</p> <p>③財政基盤の安定化</p> <p>■重点取組事項</p> <p>①市民目線に立った窓口サービスの構築</p> <p>②市民協働・公民連携による行政サービスの提供</p> <p>③分野横断的な組織体制の構築</p> <p>④一人ひとりが能力を発揮できる職場環境づくり</p> <p>⑤経常的経費の見直し</p> <p>⑥受益と負担の見直し</p> <p>■計画期間</p> <p>令和2年4月1日から令和7年3月31日まで</p> <p>■行財政改革の推進方法</p> <p>行財政改革を進めていく上で指針となる「行財政改革大綱」とその実施計画である「行財政改革実施計画」に基づき、着実かつ計画的に取組を進めます。</p> <p>■行財政改革の推進体制</p> <p>市長を本部長とする「亀岡市行政改革推進本部」と学識経験者や市民代表などで構成する「亀岡市行政改革推進委員会」が両輪となって、更なる行財政改革を全庁一体となって推進します。</p> <p>■大綱の特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長あいさつ文を掲載 ・行財政改革の取組の視点を設定 <p>①量より質</p> <p>②単独より横断的に展開</p> <p>③行政サービスの生産性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取組項目の絞り込み <p>重点的に取り組んでいく項目を6つに絞り込みました。</p> <p>(現大綱:3つの柱と9つの推進項目⇒次期大綱:3つの柱と6つの重点取組事項)</p> |

わがまちトークで頂いた意見・要望等と回答について

日時(R1. 11. 20 PM 7 : 30)
会場(西別院町生涯学習センター)

| | 意見・要望などの概要 | 当日回答内容 | 所管 | 対応 | | |
|---|---|---|------|----|----|----|
| | | | | 参考 | 報告 | 調査 |
| 1 | <p>昨年の災害で、土砂による崩壊が2件あり、そのうち1件は所有者が自費で一部分だけ土砂の撤去を行った。現在、本格的な復旧が完了しておらず、住民には不安が残っている状況である。京都府及び南丹土木事務所に聞いたところ、急傾斜地崩壊対策事業があるが、地元負担は2割程度になるとのことであった。京都府の単独事業として、土砂災害対策事業、砂防事業などがあるが、業者が入ったところには適用されないというものである。地元負担が1割である里山再生整備事業を適用できないか。問題は、所有者である会社が解散し、存在しないことである。そのような状況を鑑みて、受益者負担分を亀岡市で負担してもらえないか、検討をお願いしたい。</p> | <p>亀岡市の管理する土地以外の場所については民間同士での話し合いになるのだが、今回の案件については、所有者である相手方の会社が解散している状況なので、難しいと思う。里山再生整備事業の適用については、この場で結論が出せるものではないが、適用できるかどうかなど、これから調査、研究したいと考えている。</p> | 産業建設 | | | |
| 2 | <p>他の地域には土砂崩れが2カ所あり、そのうち1カ所は、住宅地用に造成したところに土砂が流れ、道路に溢れている状態である。被害箇所の土地を亀岡市が取得して、整備を進めてはどうか。また、その他にも、崩れている箇所が何箇所もあり、放置されている状況を何とかできないか。</p> | <p>砂防ダムを設置してから、山林をしっかり管理できるかどうか課題である。現場を確認して、行政が仲介するにしても、地権者と地元でコミュニケーションをとっていただくようお願いしたい。</p> | 産業建設 | | | |
| 3 | <p>林地開発されたところの水処理がされていないために、その水が流れ出て保安林が崩れた。現在は岡山の業者に土地を売却し、ソーラーパネルが設置されている。斜面の山の持ち主は対応しないとやっている。一度現地を確認してほしい。</p> | <p>西別院町の事例があつてから、太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例が制定された。問題の箇所は条例が制定される前に起こったものであり、ご迷惑をおかけしている。議会としても、業者に対して地元の声を伝えるよう努力したい。</p> | 産業建設 | | | |
| 4 | <p>昨年の災害で国道423号線が通行止めとなり、東別院町春日井や能勢町に通じる道路でも倒木があつた。主要な道路については、防災対策として、道路の脇10~20mは木を伐採して非常時に備えておくことになっている。非常時は、道路管理者や河川管理者等が倒木等を処分するが、防災に向けて平時から対応するような条例の制定をお願いしたい。</p> | <p>倒木によって通行止めになると生活が圧迫されるので、そのような事例がないかを委員会として調べたい。対象の地域が私有地である場合は、対処するのが難しい。危険なのかどうかの線引きをどこにするのかなど、クリアしなければならない問題がある。山の所有者と地元住民とのトラブルは、他の地域でも聞いている。地元住民が協力して伐採の備品を購入し、地元で整備されている事例もある。</p> | 産業建設 | | | |

わがまちトークで頂いた意見・要望等と回答について

日時(R1. 11. 20 PM 7 : 30)
会場(西別院町生涯学習センター)

| | 意見・要望などの概要 | 当日回答内容 | 所管 | 対応 | | |
|---|---|--|------|----|----|----|
| | | | | 参考 | 報告 | 調査 |
| 5 | <p>市の森林政策を所管する部署は農林振興課だが、森林組合に仕事を丸投げしている状況であると思われる。農地関係は市の協議会(亀岡市農業振興協議会)があり、その下に各町の営農組合があるが、森林行政にはそのような仕組みがない。森林組合があるだけで、地元まで話が下りてこない。生産者である地域の団体を抜きにして、森林行政を進めている。組織の検討をしてもらいたい。林業・森林策についても各町に組織を置いて、要望などが吸い上げられるような体制にしてもらいたい。財産区は共有林を管理するが、西別院町には共有林は5ヘクタールしかなく、他は個人の所有林である。そのような状況なので、財産区や林業振興協議会に言っても、なかなか発言力が持てない。市の里山再生整備事業などもあるが、東別院町も同じような状況で、なかなか回ってこない。</p> | <p>亀岡市の林業分野で最大の組織は、林業振興協議会である。参加しているのは、財産区、生産森林組合、それに準ずる関係組織である。林業振興協議会は年1回の総会と視察研修を行っているだけである。行政の立場としては山の管理は森林組合にお願いしやすい。亀岡の山全体を包括して管理する団体は、現時点では存在していない。国は森林環境税を徴収して、この税金を活用するために目的に即した組織をつくるか、現在ある組織にその事業を任せることになっている。亀岡市も検討を始めているのではないかと。ある程度のブロックに分けて、整備計画を作成するようなやり方や、林業振興協議会や森林組合と協議して新しい組織をつくっていくなど、色々なやり方があると思うが、今は何も進んでいない状態である。</p> | 産業建設 | | | |
| 6 | <p>笑路地区の森林について、笑路地区の平和池周辺の山の9割程度は笑路住民の所有であるが、住民自身もほとんど山の整備をしていない状況である。今後、大きい災害が起こるのではないかと考えられる。森林にはどのような危険があるかわからないので、どうにかしてその危険を回避できるような施策を考えてほしい。</p> | <p>整備を進めるには費用がかかる。さまざまな補助金のメニューがあるが、多すぎて市も京都府もすべてを把握しきれしていないのではないかと。職員が足りていない現状もあるが、体制を整えなければならないと考える。財産区など、組織がしっかりしているところは話が通りやすいが、個人のところは難しいところもあると思うので、今後検討していかなければならないと考える。</p> | 産業建設 | | | |
| 7 | <p>融雪剤の散布について、雪が降れば溶かさないといいないが、降ってないのに融雪剤を撒いている現状がある。バイクで来られた方が、転倒して救急車で運ばれたという事案もある。</p> | <p>それぞれの道路管理者が業者に委託しており、撒く時間帯や量もまちまちである。車に傷がつくという話も聞く。国道や府道で融雪剤を撒く条件があると思うので、その条件なども調べてみる必要があると思う。</p> | 産業建設 | | | |
| 8 | <p>有害鳥獣対策について、シカ、イノシシが多数出没しており、米をはじめとする農作物の被害が報告されている。自分たちで柵を設置しているが、人が少なく柵の維持管理が難しいのが現状である。</p> | <p>猟友会の人数が減っており、広域にネットを張る人も減ってきている中で、JAなど企業で人を集めるなど、色々なやり方も増えてきている。今後も被害が小さくなるように前向きに検討しなければならないと考える。</p> | 産業建設 | | | |